Professional Eye

プロフェッショナルアイ

進化するDC(確定拠出年金)

吉冨明彦
FDSグループ代表
関戸恵子
エージェントバンク(FDSグループ)
主任研究員

2015年4月3日に国会に提出された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(70号)」は、同年9月3日に衆議院で可決され参議院に送られた。しかし、安全保障関連法案の議論の影響で、9月27日の閉会までに成立せず、参議院の厚生労働委員会にて審議中だったが、5月24日に成立した。

今回の確定拠出年金法の主な改正点を確認するとともに、確定拠出年金(Defined Contribution: DC)の課題について考えてみる。

I. DC法の主な改正点

(1) 中小企業対策

日本の年金制度は3階建てといわれる。1階部分は国民の全てが加入する「国民年金」、「厚生年金・共済年金(厚生年金と共済年金は15年10月に一本化)」が2階部分、そして企業年金を中心とする私的年金が3階部分である。いわゆる公的年金である1階および2階部分は、少子高齢化の影響により先細りの傾向にあり、これを補う企業年金の役割はますます重要になっている。

しかし、従業員30人から90人の企業で企業年金を実施しているのは18・6%(13年時点)にすぎない。また、厚生年金被保険者ベースでは、企業保険の加入者は全体の40%に満たない(「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理(15年1月)」より)。

企業年金普及のため、企業にとって使い勝手のよいDC制度に向けてこれまでも改正が繰り返されてきたが、今回のDC法の改正は今までにない大規模な改正である。

①簡易企業型DCの導入

DC制度導入時に企業の負担となる事務手続きやコストを軽減するため、「簡易企業型DC」を導入する。ただし従業員数が100人以下であること、従業員が100人以下であることなどである。事業主の拠出は年1回以上定期的に行われるものとし、個人(従業員)および事業主の拠出合計は限度額以内でなければならない。また仕組み上、個人(従業員)の掛け金も給与からの天引きにより事業主経由で拠出されることになる。

③DCに「年単位」を導入

これまでは月単位の拠出しか認められなかったが、年単位の拠出が可能になることで、年1回拠出やボーナス時の掛け金増額、年数回のマッチング拠出など制度を柔軟に運営できるようになる。

(2) 個人型DCの加入者範囲の拡大

現在、企業型DCの加入者が約547万人であるのに対し、個人型DCの加入者は24万人である(15年12月末現在)。これは個人型DCを利用できる人のわずか0・5%にすぎない。とはいえ、現在、個人型DCに加入できる人は自営業者および企業年金のない企業の従業員のみと、かなり限定されている。

個人型DCの普及のため、今改正では個人型DCの加入資格が拡大され、原則、現役世代の全ての人が個人型DCの対象となった(:の後は年間拠出限度額案)。

▽第3号被保険者(専業主婦など):年27万6000円
▽公務員など:年14万4000円
▽DB、基金の加入者:年14万4000円
▽企業型DC加入者:年24万円(マッチング拠出がなく、企業型DC規約に定めがある場合)

(3) ポータビリティ

①企業型および個人型DCからDBへの移換

企業型および個人型DCからDBへの移換が可能になる。ただし、DBの加入者資格のある本人からの申し出があり、かつDBの規約にDCの個人別管理資産の移換の受け入れ規定がなければならない。

②合併および会社分割時の移換

本人の同意がある場合、企業型DCおよびDBから中小企業退職金共済(中退共)への移換が可能になる。

③中小企業でなくなった場合の移換

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」が15年5月7日に公布された。これにより中退共を実施している企業が、規模の拡大などで中小企業でなくなった場合、DBへの資産移換に加えDCへの移換も可能になる(施行日は16年4月1日)。

(4) 企業型DCにおける改正

①継続教育の努力義務化

企業型DCを実施している企業の従業員に対する継続教育が強化される。第22条第1項中に「継続的に」という文言が加えられ、継続教育は努力義務化されることになる。

②運用商品

まず元本確保型の商品の最低本数要件が削除される(修正案有り)。次に現在数十本ほども提示されるケースもある商品本数に上限を設定し、5年以内に適正本数(10本程度が有力)にすることになる。また、商品の除外に必要な同意が、全員から3分の2以上に緩和される。

さらに、運用指図をしない人や運用に不慣れでどのように分散投資を行ってよいか分からない人などのために「指定運用方法(デフォルト・ファンド、初期設定ファンド)が創設される(第23条の2を新設)。各人のライフステージに合わせた長期運用を行う「ターゲット・デート・ファンド(ターゲット・イヤー・ファンド、ターゲット・サイクル・ファンドなど)やバランス型のファンドなどが指定運用方法の候補である。

また、企業年金連合会が投資教育を受託できるようになる他、運営管理機関の業務評価が義務化される。

(5) その他

①企業型DC規約の備え置きを義務化。

②脱退一時金を、DCおよび企業年金連合会に移換可能にする。

③複数事業主DBからDCへの移換の場合、移換者および移換者以外それぞれの2分の1の同意が必要であったが、移換者の同意のみとする。

④国民年金基金連合会が個人型DCなどの啓発活動や広報活動を行うことができるよう、見直しを行う。

II. DCの課題

かつて企業年金の主役は、厚生年金基金(基金)および適格年金(適年)であった。しかし、適年は12年3月末に廃止され、基金についても14年に施行された「公的年金制度健全化及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」によって、解散や他の制度への移行などが促され、最盛期には約1900基金あったが、16年3月1日現在、315基金まで減少した。

最盛期の基金には1200万人以上の加入者が、また適年には約6万件の契約に1000万人以上の加入者がいた(1996年)。一方、DBの加入者は2015年3月末現在、782万人(1万3883件)、DCに関しては企業型を導入している2万社強の企業において加入者数が約547万3000人、個人型は約24万人にとどまる(15年12月末現在)。

適年の廃止時や基金の解散時に他の制度に移行せず、企業年金をやめてしまった企業もあり、これが厚生年金保険者ベースで6割以上の人が企業年金に未加入という状況の一因となっている。

今回のDC改正は、これまでにない広範囲の手当てがされていることは評価に値する。しかし、DCのさらなる普及のためにはいくつかの課題が考えられる。

①拠出金の増額

老後資金準備のための自助努力を支援するには、拠出上限が低過ぎるように思われる。拠出金額を増額した場合、税制上の優遇措置が高所得者などの金持ち優遇につながる懸念があるのであれば、公的年金控除の対象となる年金の合計額が一定以上の場合、公的年金控除の対象外とするなどの措置が取れないか。

②一時金の問題

DCの受け取りは、その約9割が一時金によるものといわれている。企業年金など3階部分が公的年金の補完の役割を担うものである以上、DCも年金受け取りが望ましい。しかしながら、一時金による中途引き出しや受け取りができないと普及の足かせになると考えられる。そこで一時金の払い出しは可能にするものの、それまでの税制優遇措置が精算されるような仕組みを採ることができれば、一時金による払い出しは減るものと思われる。

③運用コスト

DC関連の手数料は以外に高い(口座管理手数料、信託報酬など)。これを超えてなおプラスの運用益を目指すことは、運用環境によっては難しい場合もある。手数料同様、加入者の負担になるのが事務手続きである。特に個人型DCでは、自ら運営管理会社(金融機関)を探すところから始めなければならない。加入者負担の軽減は、DC普及の必須条件である。

改訂版
経営者のための 社会保険料適正化講座
●中小企業の経営を圧迫している社会保険料の意義と仕組みを知り、保険料支出を適正化(節約)するための指南書。
假谷美香 著
●四六判・208頁
●定価(本体1,600円+税)／送料300円
ISBN978-4-89293-121-5
(2014年2月刊)
お申込みはFAXまたはWebで FAX 03-3865-1431 http://www.homai.co.jp
保険毎日新聞社 東京都千代田区岩本町1-4-7 TEL 03-3865-1401